四　事業場において取り扱う令第二十二条第三項に掲げる物の名称、当該物を取り扱う業務の内容及び当該業務に従事する労働者の数
五　健康診断を受けた労働者の数及び異常所見があると診断された労働者の数
六　産業医を選任している場合は当該産業医の氏名並びに所属機関の名称及び所在地
（検査及び面接指導結果の報告）
第五十二条の二十一　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、電子情報処理組織を使用して、検査及び面接指導の結果等について、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
一　労働保険番号
二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
三　常時使用する労働者の数
四　報告の対象となる期間及び検査の実施年月
五　検査を受けた労働者の数及び面接指導を受けた労働者の数
六　検査を実施した者が次のイからハまでのいずれに該当するかの別
イ　事業者が選任した産業医
ロ　当該事業場に所属する医師（イに掲げる産業医以外の医師に限る。）、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
ハ　検査を委託した医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
七　面接指導を実施した医師が次のイからハまでのいずれに該当するかの別
イ　事業者が選任した産業医
ロ　当該事業場に所属する医師（イに掲げる産業医以外の医師に限る。）
ハ　検査を委託した医師
八　検査の結果についての第五十二条の十四第一項の規定に基づく集団ごとの分析の実施の有無
九　産業医の氏名並びに所属機関の名称及び所在地
十　報告年月日及び事業者の職氏名
（事故報告）
第九十六条　（略）
２　次条第一項の規定による報告と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項各号（第十二号を除く。）に掲げる事項と重複する部分の記入は要しないものとする。
（労働者死傷病報告）
第九十七条　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
一　労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

（新設）
（新設）
（検査及び面接指導結果の報告）
第五十二条の二十一　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第六号の三）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

（新設）
（新設）
（事故報告）
第九十六条　（略）
２　次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。
（労働者死傷病報告）
第九十七条　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（新設）
（新設）